三　使用済指定再資源化製品の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る使用済指定再資源化製品の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地及び当該場所に係る積替えのための保管上限
四　認定自主回収・再資源化事業者の有する委託に係る使用済指定再資源化製品の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
イ　当該使用済指定再資源化製品の性状及び荷姿に関する事項
ロ　当該使用済指定再資源化製品以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
ハ　その他当該使用済指定再資源化製品を取り扱う際に注意すべき事項
五　委託契約の有効期間中に委託に係る使用済指定再資源化製品に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
六　委託契約に係る業務終了時の受託者の認定自主回収・再資源化事業者への報告に関する事項
七　委託契約を解除した場合の処理されない委託に係る使用済指定再資源化製品の取扱いに関する事項
（委託契約書の保存期間）
第三条　令第二十九条第三号の環境省令で定める期間は、五年とする。
附　則
この省令は、令和八年四月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第二号
公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。
令和八年三月三十日
国家公安委員会委員長　赤間　二郎
国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則
国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年国家公安委員会規則第二号）は、廃止する。
附　則
この規則は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

その他告示

○法務省告示第二十五号
公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
令和八年三月三十日
法務大臣　平口　洋
名古屋法務局所属　加島　滋人
金沢地方法務局所属　鏑木　伸生

○外務省告示第百四号
令和八年二月十七日にバンコクで、タイ王国におけるタク県におけるミャンマーからの避難民のための保健医療サービス強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　タク県におけるミャンマーからの避難民のための保健医療サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億五千三百万円
3　贈与の供与期限　令和九年二月二十八日
4　署名者
日　本　側　大鷹正人在タイ大使
世界保健機関側　アイラン・リー在タイ事務所代表
令和八年三月三十日
外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百五号
令和八年二月十八日にブリッジタウンで、バルバドスにおけるカリブ緊急オペレーションセンター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　カリブ緊急オペレーションセンター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億千三百万円
3　署名者
日　本　側　宮坂祐介在バルバドス大使
世界食糧計画側　ダニエル・ロングハースト　カリブ・マルチカントリー事務所副代表兼代表代行
令和八年三月三十日
外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百六号
令和八年二月十九日にジュネーブで、ベネズエラ・ボリバル共和国における医学教育環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　医学教育環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億八千六百万円
3　署名者
日　本　側　尾池厚之在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使
世界保健機関側　テドロス・アダノム・ゲブレイエソス事務局長
令和八年三月三十日
外務大臣　茂木　敏充

○文部科学省告示第六十六号
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第五条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。
令和八年三月三十日
文部科学大臣　松本　洋平
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1　令和七事業年度における本則の適用については、本則中「除して得た量」とあるのは「除して得た量に五分の一を乗じて得た量」とする。 2　令和八事業年度における本則の適用については、本則中「除して得た量」とあるのは「除して得た量に五分の一を乗じて得た量」とする。	**附　則** 令和七事業年度における本則の適用については、本則中「除して得た量」とあるのは「除して得た量に五分の一を乗じて得た量」とする。

○厚生労働省告示第百二十五号
労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第二十五条の九の規定により、同令第二十五条の八第一項の登録コンサルタント講習機関について、同令第二十五条の六第二項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同令第二十五条の十九の規定に基づき告示する。
令和八年三月三十日
厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番二号	十倉　雅和	筒井　義信	令和七年六月一日